

放課後児童クラブの 運営の見直しについて

地域子育て支援課

1 児童クラブの現状

- 本市の児童クラブは、主に、運営委員会方式（86クラブ）と保育園運営方式（5クラブ）の2種類。
- 運営委員会方式のほとんどのクラブが小学校敷地内にあり、独立した専用施設をはじめ、空き教室等を活用して児童の放課後健全育成を行っている。
- 運営委員会方式のクラブは、地元住民等で構成する任意組織により自主的に運営されており、本市は補助金（国庫補助）で支援している。
- 平成27年の子ども・子育て支援法の施行等に伴い、対象児童が10歳から小学6年生にまで拡大されるとともに、補助メニューやその金額も以前に較べて拡大されている。
- 全体の児童数が減少傾向にある中、女性の就業割合の増加に伴い、預かる子どもの人数が増加するなど、ニーズは増加の一途をたどっている。

2 運営上の課題(運営委員会方式)

- ① サービスや保護者負担金に較差が生じている。
- ② 支援員等の確保に苦慮している。
- ③ 経理等の事務が負担になっている。
- ④ 運営委員会会長の事業主としての責任が重い。

3 これまでの検討経過

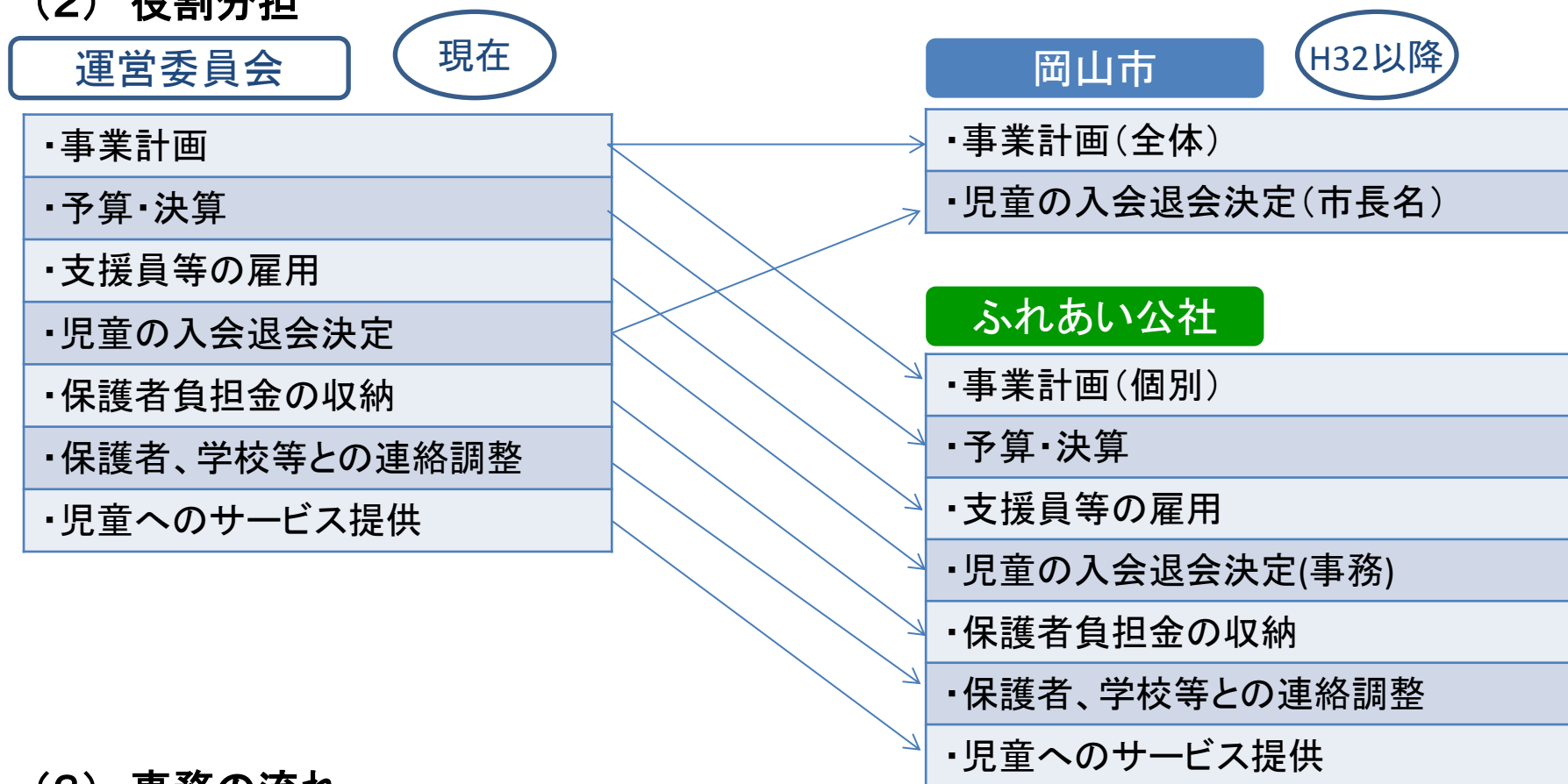
- 5年前(26年度)から、当事者である児童クラブ連合会とも協議を重ね、安定的に持続可能な児童クラブの運営体制について検討してきた。
- 2年前(28年度)には、構想をまとめながら、一括運営の受け皿となる法人(組織)が特定できず、昨年度、構想を一旦断念した経過もある。
- 最終的に、まずは市が責任を持ってクラブ運営のルール等を平準化する方針を持ったことで道が開け、見直しのスキームが一つずつ固まっていた。

4 今後の方針等

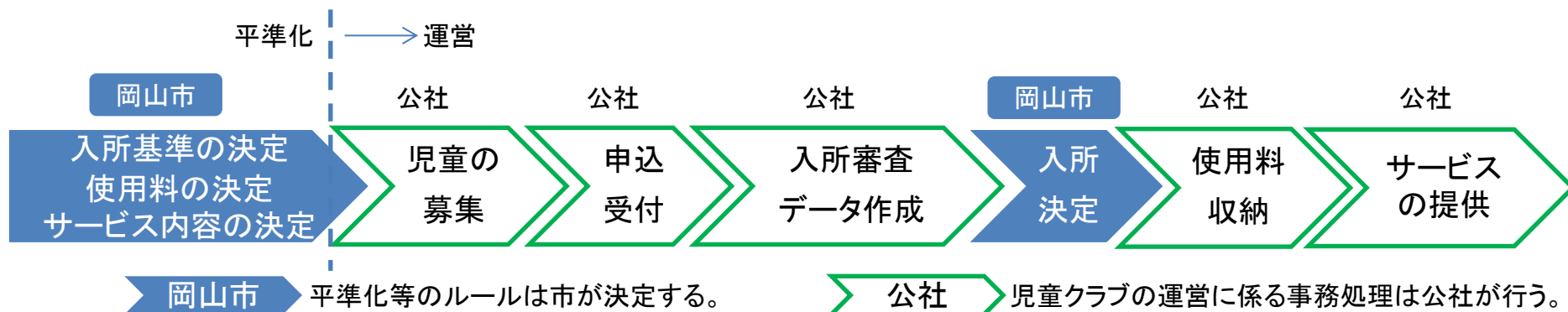
(1) 見直しのポイント

- 平成30年度中に、市が、今後の児童クラブの運営やサービスの統一ルールを提示する。
【運営ルールの平準化】
- 各クラブは、市の示したルールに賛同するかどうかを判断する。
- 市のルールに賛同するクラブを公の施設として条例に位置づける。
【32年度から、市の直轄クラブへ】
- 公の施設となったクラブの運営と事務の集中管理は、公益財団法人岡山市ふれあい公社に委託する。
【公社に運営を業務委託】
- 各クラブの支援員等は、ふれあい公社で雇用することになる。
- 31年度に、市とふれあい公社が共同で、今後の統一ルールによるクラブ運営を実験的に行う。
【31年度にモデル的に試行運営】

(2) 役割分担



(3) 事務の流れ



5 移行に向けたスケジュール

	スケジュール	
30年度	3月末頃	市が運営やサービス等の統ルールを示す。
31年度	4月	市とふれあい公社で実行委員会を組織し、本格運営に向けた実験的な事業や準備作業を開始する。
	7月	市が提案した統ルールに賛同して32年度から移行するクラブを特定する。
	9月	32年度から移行するクラブを「公の施設」として条例に位置づける。
	10月	ふれあい公社と業務委託契約を結び、移行クラブ数に応じた業務体制を整備し、具体的な準備に着手する。
32年度	4月	新体制での運営を開始する。

6 運営内容の平準化(案)

(1) 開所日数・時間数

			現状 (平成30年度)			平準化 (案)		
開所日数		平均	262.5日			265日		
		最高	291日				(開所時刻)	(閉所時刻)
		最低	250日					
開所時間	学校授業日 (平日)	平均	5.75時間	12:46	18:32	6.0時間	13:00	19:00
		最高	9.28時間	10:00	19:30			
		最低	3.00時間	15:00	17:00			
	長期休業日	平均	10.32時間	8:07	18:27	11.0時間	8:00	19:00
		最高	11.75時間	7:15	19:30			
		最低	8.00時間	9:00	16:00			
	土曜日	平均	9.23時間	8:19	17:34	10時間	8:00	18:00
		最高	11.50時間	7:30	19:00			
		最低	8.00時間	9:00	16:00			

平準化後

- ・18時以降は希望者のみの延長利用とする。
- ・開所日数は265日以上(土曜日開所月2回以上)を原則とする。
- ・支援員等の不足等により月2回の土曜日開所が困難である場合は個別協議とする。
- ・既に開所日数が265日以上、土曜日が月2回以上開所としているクラブはそのままの水準で運営する。
- ・将来的には、全クラブ毎週土曜日開所を目指す。

(2) 保護者負担金(金額は調整中)

現状(平成30年度)
①月額利用料
②おやつ代
③土曜料金
④延長料金
⑤保険料
⑥長期休業料金
⑦入会金
⑧冷暖房費
⑨施設整備費
⑩行事費
⑪年会費
⑫入会諸費用
⋮
等

集約

平準化(案)
①月額利用料
②延長料金
③長期休業料金

平準化後

- 平日・土日の利用料金は、月額利用料に一本化
- 利用状況に応じ、延長料金と長期休業料金は別料金とする
 - ・延長料金(18時以降)
 - ・長期休業料金
春(4月)、夏、冬、春(3月)

多種多様な料金設定

- ・月額
- ・年額
- ・オプション
- etc.....

～減免制度～

統一的な減免制度の導入を検討する
生活保護受給世帯、第2子、第3子以降の児童の
場合など
※おやつ代は減免対象外

7 児童クラブ地域連絡会議について

●役割・目的

- ・児童クラブの運営にあたり、学校・地域と情報共有しながら、相互に連携・協力を図る。
- ・市及びふれあい公社は地域連絡会議の意見等を運営に反映するよう努める。

●参加者(例)

(地域代表)

- ・連合町内会長、民生委員、児童委員等

(保護者代表)

- ・児童クラブ保護者会長、PTA会長等

(学校代表)

- ・校長、教頭等

(運営主体)

- ・ふれあい公社職員

(児童クラブ支援員等)

※会議開催に伴う庶務は支援員が行う。

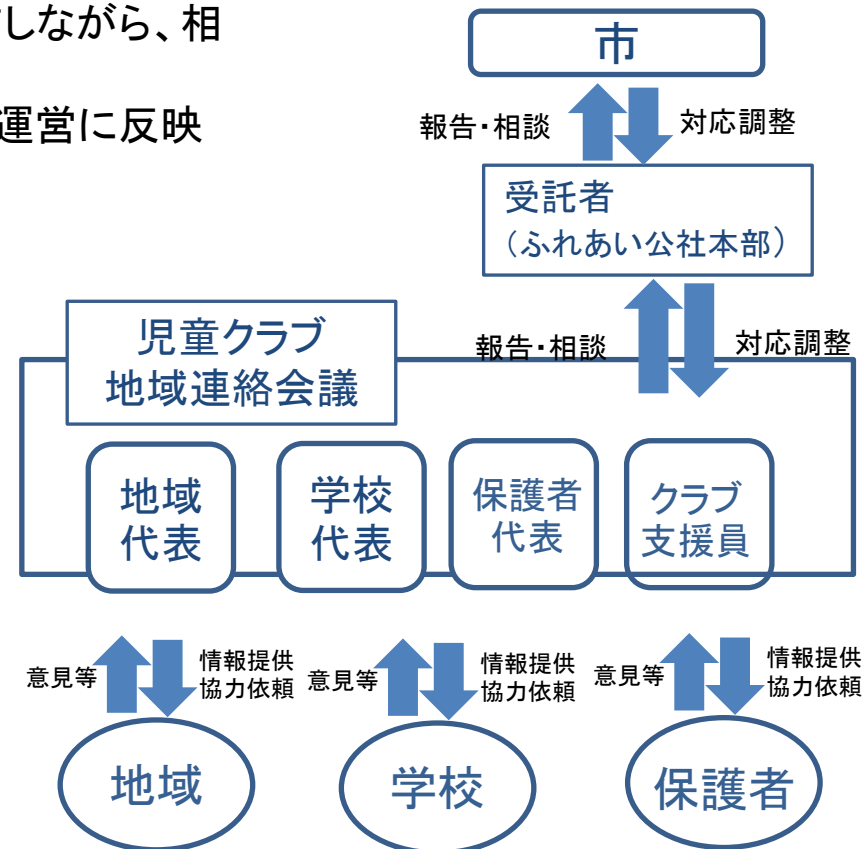
●会議

各学区ごとに開催

年数回開催

●協議内容

- ・運営状況等に関する事
- ・学校・地域との連携に関する事
- ・保護者からの意見等の調整に関する事



具体的内容

- ・クラブ行事について
- ・地域行事等における交流
- ・不審者情報等
- ・交通事情、地域の安全情報等
- ・学校行事等
- ・支援員等募集時における地域人材の情報提供